

## ■コラム

### RIEB ニュースレターNo.160 2016 年 3 月号

# 学校におけるルールの事前明示

神戸大学 経済経営研究所 特命教授 西村 和雄

#### 変化しつつある日本の子供たち

戦後の日本教育は、我が国の高度経済成長を支えた強い学習意欲と高い職業意識に裏付けられた人材を育成し、国際的に一定の評価を得ている。しかしながら、近年は、子供たちを取り囲む生活環境の大きな変化だけでなく、立ち遅れた教育、いじめ、不登校、学級崩壊、そして、犯罪の低年齢化が社会問題となり、「このままでは社会が立ちゆかなくなる危機に瀕している」(平成12年12月「教育改革国民会議報告」、平成17年度「文部科学白書」)状況にある。

文部科学省による「児童生徒の問題行動」調査では、2008年度は、小・中・高校生の暴力行為が前年度より13%増加し、約5万9618件にのぼった。高校では3%減少したが、中学校では16%、小学校では24%と大幅な増加率であった。子供の暴力が低年齢化していることがうかがえる。

2002年1月に東京都東村山市で、中学二年生の四人がホームレスの男性を集団で暴行して死亡させた事件が起こったとき、少年たちの在籍する中学校の校長は、「心の教育、人を思いやる心は、ことあるごとに話をして自分なりに浸透していたつもりでした」と述べていたことがある。

2011 年に実施された指導要領から学校での道徳教育がより強化され、2015 年 3 月 27 日に、小中学校の道徳を「特別な教科」とする学習指導要領を文部科学省が告示した。教科書に基づく授業が行われるのは小学校が 2018 年度、中学校は 19 年度からである。

日本の学校では、校訓、校則はあるが、当たり前の、日常の問題行動へのルールがない。 命を大切にしよう、元気にしよう、生きる力を育てようとか、それらは、大切ではあるが、 具体性に欠け、曖昧なので、ルールの代わりにはならない。あいさつをしようとかは具体 的だけど、個別過ぎて、それ以上の効果がないという問題がある。「友達の持ち物を盗んで はいけない」というルールを明示している学校はほとんどないであろう。そういうことを 言うと、そんなこと、文章にしなくても、やってはいけないのは当たり前だろうという人 も多いであろう。しかし、ルールを明示していなければ、問題行動を罰する基準も恣意的 になり、子供の倫理観を養成することができない。

#### ゼロトレランスとは

アメリカの学校では、簡単明瞭な規則をつくり、それを破ると即処分するゼロ・トレランスが見直されてきた。先生が子供の行動について時間と神経を使い過ぎることなく学力

をつけるために授業時間を使えるようにするためでもあるという。

こうした措置は教育を放棄するものだという批判があるかもしれない。しかし、実際のところ、すでに非行に染まっている子供の一人ひとりを指導するのはとてつもなく時間とエネルギーがかかる。クラスや学校の生徒という集団を相手に「心の教育」をしても、本当に問題のある子供に通じるかは定かではない。個々の学校において何らかの規律をつくって対処することはやむを得ないだろう。では、社会全体として子供の非行をどうやって防いでいけばいいのか。

アメリカはクリントン政権時の 1994 年 10 月に「銃のない学校法」が制定されて間もなく、大統領令により、学校に「ゼロ・トレランス政策」を適用させ、学校に銃を持ちこんだ生徒は一年間の停学とすることを呼びかけた。

また、1990年代のニューヨーク市では警察官を増員してパトロールを強化し、地下鉄の落書きを消してきれいにするという政策で大幅に犯罪を減少させた。このように小さなルール違反でも毅然と取り締まることが重要であることは、「割れ窓理論」として知られている。「建物の窓 1 枚が割れているようなささやかなことを放置すると、その地域の犯罪を招く引き金になる」という意味だ。

日本の学校でも、ゼロ・トレランスを導入しているところもある。例えば、岡山市の私立岡山学芸館高校は 2001 年から取り入れ、規律違反は服装の乱れなどの軽いものから 5 段階に分け、レベル 5 の暴力行為では教頭や校長が対応する。続いて、新潟県立正徳館高校と静岡県立御殿場高校でもゼロ・トレランスによる生徒指導を開始した。

文部科学省も 2005 年からゼロ・トレランスの研究を開始し、2006 年には国立教育政策研究所による報告書として、『生徒指導体制の在り方についての調査研究』を配布している。2007 年 1 月 24 日、教育再生会議は安倍晋三内閣へ7つ提言を出し、その一つを「すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する」とした。さらに4つの緊急対応の中では、「暴力など反社会的行動をとる子供に対する毅然たる指導のための法令等でできることの断行と、通知等の見直し」をその年の3月末までに対応することを求めた。

#### ルールを事前明示

アメリカの大学で面白い体験をした。工学部学生を相手にミクロ経済学を教えていたときのことである。当時はカンニングをする学生が多く、期末試験では1枚毎に異なる問題のセットを配って斜め前の答案を見ても正解が得られないような対応をしていた教員もいるほどだった。こちらがいくら頭をひねって工夫をしてみても、カンニング行為そのものを減らすことにはならなかった。

そこで、私は中間試験の度に、「カンニングをした答案であることがわかったら、どうするか?」と黒板に書いて学生たちの反応を聞いてみた。すると、全員の生徒が「不可にする」と答えた。毎回、学生に罰の内容を確認してから試験を行うようにした。すると、例年カンニングが非常に多いことで知られていたクラスが私の行った期末試験でカンニングをしたものは一人も出なかった。

これは、当時、私が受けたピアレンティング(子育て)のセミナーで習った方法を大

学の授業に応用してみたのである。「ルールを前もって明示すること」、そして、そのルールを「公正に運用すること」が大切で、ルールを破った場合の処置について予め双方で合意しておくというものである。

国立教育政策研究所で報告書をまとめたメンバーの一人である藤平敦氏は、ゼロ・トレランスでも、書面による「事前明示」と「公正な運用」が前提であると述べている("「ならぬことはならぬ」指導を 日本流ゼロトレランスで学校は立ち直る"「教育再生」平成21年立春号、p.15-18)。

#### 大阪市のルール

日本のほとんどの学校には、やってはいけないことを明示したルールが存在しない。それでいて、いじめが問題となる度に、どうして起きたのか、どうして気付かなかったのかを盛んに議論する。もし、友達のものを隠す、無視する、叩くなどが、「やってはいけないこと」と明示されていて、即座に、学校が対応できるようにしていれば、いじめに発展することもすくない。

実行時に適法であった行為を、後に定めた法律によって違法として処罰することを法律 不遡及の原則という。学校の中でもそれは同じことである。もし、ルールが存在しないの に裁かれるとしたら、子供によっては憤りを感じることであろう。

大阪市教育委員会は、やってはいけない当たり前のことを、段階分けして、それを破った場合の対応について表にした「学校安心ルール」を 2015 年 11 月 17 日に発表した。罰則を決めたことの意味は、やってはいけないことを生徒が自覚して、問題行動が少なくなることにある。